平成２４年（フ）第２９９号
兵庫県伊丹市南野５丁目３番３号
債務者　森岡　善孝
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３３７号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目８番22―307号、前住所兵庫県宝塚市安倉中６丁目２番29号
債務者　米田　恵子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７４号
兵庫県美方郡新温泉町二日市170番地２
債務者　永山　陽子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
兵庫県洲本市上物部２丁目６番38号
債務者　巽口寿美子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第２９３号
福岡県久留米市小森野２丁目１番６―301号
債務者　江口美代子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第７７号
福岡県柳川市三橋町江曲201番地３　第２川口アパートＢ号
債務者　古賀　孝行
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
福岡県柳川市三橋町江曲201番地３　第２川口アパートＢ号
債務者　古賀　寧代
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第３２７号
宮崎市瀬頭１丁目４番８号　101コーポ瀬頭205号
債務者　米澤　豊一
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３２９号
宮崎市大字熊野6077番地１
債務者　浅部　一夫
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４９号
宮崎県日南市今町２丁目１番９号
債務者　香取　史子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第３０２号
盛岡市厨川４丁目17番１号　谷藤アパート208号、旧住所盛岡市天昌寺町９番26号
債務者　水石　　豊
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３０３号
岩手県奥州市水沢区字大橋34番地９　大橋住宅30
債務者　佐々木みゆき
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１６０号
山口県下関市一の宮本町２丁目12番18号　サンシャイン106号
債務者　山口　大介
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
山口県下関市菊川町大字下岡枝143番地１　サンライズ菊川404号
債務者　香川　幹雄
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
長崎県対馬市美津島町鶏知甲827番地７
債務者　日高　　緑
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
富山市呉羽町7355番地39　あさぎりハイツ110号
債務者　牧野建築こと　牧野　三彦
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３４号
富山市太郎丸西町１丁目６番６号　シルバーケア城南、住民票上の住所富山市太田口通り１丁目６番25号　あすなろ美容院方
債務者　あすなろ美容院こと　田口　惠子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
富山地方裁判所民事部